平成29年第1回基山町議会(臨時会)会議録(第2日)																
招集年月日 平成29年4月24日																
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場															
開閉会日時	開会	平	成 29年	4 月	25 F	1	1 :	3 時 3 0 分		議	長	品	Ш	義	則	
及び宣告	閉会	平	成 29年	4 月 25 日		1	1	6 時 9 分		議	長	品	Щ	義	則	
	議席 番号		氏	名			席等 別	議席 番号		氏		名			出席等の別	
応 (不応)	1番		松石	健	児		出	8番		河	野	保	久		出	
招議員及び 出席並びに	2番		大久保	久保 由美			出	9番		重	重 松		一徳		出	
欠席議員	3番		末 次	明			出	10番		鳥 飼		勝	美	出		
出席13名	4番		桒 野	久 明			出	11番		大	山	勝	代		出	
欠席0名	5番		久保山	義明			出	12番		松	石	信	信男		出	
	6番		牧 薗	綾	子		出	13番		品	Ш	義	則		出	
	7番		木村	照	夫		出									
会議録署	12番	;	松	石	信男	-	1 番	\$	木	公 不	5 健	! 児	Ī			
職務のた& 出席した者	(事務 藤		和 彦			·長) ·保山	晃	治		(書記 小		律	子			
	町		長	松	田	_	也	産業	振り	軋 課	長	鶴	田	勝	美	
地方自治法 第 1 2 1 条	副	町	長	酒	井	英	良	まち	づく	り調	長	内	Щ	+	郎	
	教	育 長		大	串	和	人	定住	促光	進 課	長	毛	利	博	司	
第1項に	総務1	と画 課 長		熊	本	弘	樹	建	設	課	長	古	賀		浩	
より説明の	財 政		課 長	平	野	裕	志	会 割	- 管	理	者	村	Щ	留	美	
ため出席	税務		課 長	寺	﨑	博	文	教育	学習	習 課	長	井	上	克	哉	
した者の職氏名	住 民	;	課 長	安	永	宏	之	こど	も課係	R 育園	長	髙	木	久	幸	
1 1 1 1	健康福	畐 袓	上課長	中牟田		文	明	産業振興		課参事		寺	﨑	_	生	
	こど	ŧ	課 長	平	JII	伸	子	まちづ	くり課	図書館	館長	天	本	洋	_	
議事	議事日程			別紙のとおり												
会議に付し	別紙のとおり															
会 議 の	経 過		別紙のとおり													

会議に付した事件

日程第1 議席の一部変更

日程第2 委員の選任

日程第3 一部事務組合議会議員の選任

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(基山町税条例の一部

を改正する条例)

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(基山町国民健康保険

条例の一部を改正する条例)

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度基山町一

般会計補正予算(第7号))

日程第7 議案第13号 平成29年度基山町一般会計補正予算(第1号)

(追加日程)

日程第1 議長の常任委員辞任の件

日程第2 議長の議会改革特別委員辞任の件

~午後1時30分 開議~

〇議長(品川義則君)

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしま した。

日程に入ります前に、4月に人事異動がありましたので、執行部の自己紹介をお願いいた します。

最初に、町長より御挨拶をお願いいたします。松田町長。

〇町長(松田一也君)(登壇)

皆さん、改めましてこんにちは。

昨日の臨時会で鳥飼勝美議員が辞職されたことを受けて、品川義則議長、そして河野保久 副議長が誕生いたしました。まずは鳥飼前議長には、4年間にわたって大変長い間お世話に なりました。また、これからは一議員としていろいろな御指導をいただければというふうに 思っているところでございます。

品川議長、そして河野副議長につきましては、議会を代表していただいて、執行部と両輪として、また活躍していただけるようによろしくお願いしたいというふうに思っております。さて、内外の経済情勢、本当に厳しい状況になってきております。特に、北朝鮮問題というのは、遠いようで非常に近い問題ではないかというふうに思っているところでございます。この中で、これからの経済をどう見ていくかというのは、極めて大事なところだというふうに考えております。特に、基山の中で、子どもたちに明るい未来をどうやって築いていくかということが大事だというふうに強く考えております。そのためには、議会の皆様と我々町執行部が車の両輪になって頑張っていくということしかないというふうに思っておりますので、引き続きまして議員の皆様方の御支援と御理解をよろしくお願いいたします。

最後に、行政といたしましては、情報公開、それから、わかりやすい説明、町民の皆さんにやっぱりわかっていただいて、町政の中に町民の皆さんが参加していただくような、参加してもらいやすいような、そういう行政に努めていきたいというふうに思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上で冒頭の挨拶にさせていただきます。

〇議長(品川義則君)

町長の挨拶が終わりましたので、次に、執行部の自己紹介を町長より自席でお願いいたし

ます。

〇町長(松田一也君)

改めまして、町長の松田でございます。15カ月目に入りましたけれども、きょうが初日のつもりでまた頑張っていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。それから、教育学習課長がきょう、今業務でおくれておりますので、自己紹介に間に合わないかもしれません。途中で議会に入るようなちょっと御無礼がございますけれども、お許しいただければというふうに思っております。

以上でございます。

〇副町長 (酒井英良君)

皆さんこんにちは、副町長の酒井でございます。私も1年が過ぎまして、13カ月目に入っております。また初心に返って、基山町の課題であります人口増対策に取り組みながら、住み続けたい町、それから住んでみたい町基山町の実現に向けて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇教育長 (大串和人君)

教育長の大串でございます。6年が経過いたしました。少しずつ学校教育については、よくなってきているというふうに思っておりますが、子どもたちが基山の小・中学校に行ってよかった、保護者が行かせてよかったと思われるような教育環境づくりに整備したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇総務企画課長(熊本弘樹君)

総務企画課長を拝命しております熊本でございます。2年目に入りましたけれども、初心に返りまして頑張っていきたいと思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

〇財政課長 (平野裕志君)

こんにちは、4月の異動で財政課長になりました平野でございます。立場は違いますけれども、2年ぶりに財政に戻って、大分忘れていること等もございますので、また一から勉強して頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇税務課長(寺崎博文君)

皆さんこんにちは、税務課長をさせていただくことになった寺崎と申します。約一月過ぎましたけれども、まだまだ緊張した毎日を過ごしております。皆様の御指導、御鞭撻のもと

で、より邁進していきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

〇住民課長 (安永宏之君)

こんにちは、住民課長の安永でございます。本年度はいよいよ、もう来年からこの県単位 化になるわけですけれども、それに向けて、しっかり準備をしていきたいというふうに思っ ております。よろしくお願いします。

〇会計管理者 (村山留美君)

本年4月に会計管理者を拝命いたしました村山でございます。町の公金を扱うため、間違いがあってはいけないという緊張感を持ち、町民の皆様から納めていただいた税金である公金の適正な管理と執行に真摯に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇健康福祉課長(中牟田文明君)

健康福祉課長の中牟田でございます。今年度につきましては、憩いの家の増改築など、重要な事業を持っているところでございます。精根込めて業務を遂行したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇建設課長(古賀 浩君)

建設課長をしております古賀といいます。3年目を迎えました。

建設課では、交通安全等、年度ごとにさまざまに高齢化等の状況に応じて変わっていくものもございますので、常に調査研究をしながら頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇まちづくり課長(内山十郎君)

4月の人事異動でまちづくり課長を拝命しました内山です。まちづくり課は、文化・スポーツ係、協働推進係、生活環境係、そして図書館係と4係ございますので、それぞれの立場でまちづくりということで連携しながら各種事業、そしてまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇まちづくり課図書館長 (天本洋一君)

こんにちは、まちづくり課図書館長の天本でございます。今後とも住民の皆様に親しまれる図書館づくりを目指して邁進していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇産業振興課長 (鶴田勝美君)

今度の4月から産業振興課長になりました鶴田です。これから一生懸命頑張りますので、

よろしくお願いいたします。

〇産業振興課参事 (寺崎一生君)

こんにちは、産業振興課参事ブランド化推進室、室長の寺崎一生でございます。新しい室、 私も1年目ですので、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇定住促進課長(毛利博司君)

こんにちは、定住促進課長の毛利です。定住促進課につきましては、中心市街地活性化基本計画認定に向けての業務、旧役場跡地の活用、移住体験住宅を利用した定住政策、空き家対策包括業務等、ほかにいろいろありますけれども、昨年に引き続き、移住定住施策の推進に努めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

〇こども課長(平川伸子君)

こんにちは、4月に着任いたしましたこども課長の平川と申します。基山町を担う子ども たちの子育て支援の充実に向けて取り組んでいきたいと思いますので、御指導、御鞭撻のほ どよろしくお願いいたします。

〇こども課保育園長(髙木久幸君)

済みません、マイクがないので、地声でいきます。こんにちは、基山保育園の園長をしています高木でございます。子どもたちの健やかな成長と保護者の方が安心して預けられる保育園の運営に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇教育学習課長(井上克哉君)

こんにちは。済みません、おくれて申しわけございませんでした。教育学習課長の井上と申します。よろしくお願いいたします。

〇議長(品川義則君)

次に、議員の自己紹介をお願い申し上げたいと思います。

まず、私から御紹介させていただきます。議長を仰せつかりました品川でございます。議会運営に邁進してまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

次に、松石健児議員、お願いいたします。

〇1番(松石健児君)

こんにちは、1期目3年目に入りました1番議員の松石健児です。高島団地があります11 区に3世代で住んでおります。

今度11区には、定住促進のための住宅ができたと思います。今後、基山町の人口増、ある

いは住みよいまちづくりに対して、行政の皆様方に御協力させていただくとともに、議会に 関しましては、私の考えるところをいろいろ述べさせていただきたいと思いますので、どう ぞよろしくお願いいたします。

〇2番 (大久保由美子君)

皆様こんにちは、2番議員の大久保由美子でございます。今後とも行政の意見や提案、また議会での議案審議、また、これから決まります各委員会での活動を今後ともしっかり取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇3番(末次 明君)

こんにちは、3番議員の末次明でございます。6区に住んでおります。

私は議員の中で若いほうから7番目、上のほうからも7番目、ちょうど真ん中でございますが、やはり私たち60を過ぎた世代が活躍できる、そして子どもや孫が楽しく過ごせるまちづくりを目指したいと思います。よろしくお願いいたします。

〇4番(桒野久明君)

こんにちは、4番議員の桒野です。15区在住です。私は町民の方の声を大事にしたいということがモットーであります。町民の皆さん方の意見を聞いて、それから、現地をまず確認します。確認して、自分なりの考え方を持って町政に提言できるものがあれば、この場をかりて提言させていただくということをモットーにしていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

〇5番(久保山義明君)

皆様こんにちは、5番議員の久保山義明でございます。もうこの4月から7年目に入りまして、さすがに若手と言われる域を越えてしまったかなと思っています。

私自身の目指すところは、やはり住民自治だと思っております。大変重い課題ですけれど も、それに向けて前進してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇6番(牧薗綾子君)

こんにちは、17区の牧薗綾子と申します。久保山議員同様に6年、ようやく過ぎまして、何たるかということがわかってきたような、わからないような議員活動ではありますが、じっくり考えて動くというよりも、頭にアンテナが張っておりまして、そこがピピッと自分の中でやらなきゃというふうになったら、考えながら動くほうじゃなくて、ちょっとそれはこうじゃないですかと教えていただく面があれば、どんどん教えていただいて、前に進んでい

きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇7番(木村照夫君)

7番議員の木村でございます。2区在住でございまして、大興善寺の下に住んでおります。 中山間地におきましても、自然はいっぱいでございますけれども、人口減少が著しく進んで おります。本当は2区ですけれども、財政運営にちょっと夕張市みたいに破綻を来している かなという懸念もございます。基山町の代表として一生懸命頑張っております。以上です。

〇8番 (河野保久君)

河野と申します。4月18日で69歳になりました。それから、69歳と1週間、副議長の大役を仰せつかりました。品川議長を助け、議員のみんなと一緒に住みよい町基山町の実現に向けて、その一役を担えればと思って、より一生懸命頑張らせていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

〇9番(重松一徳君)

皆さんこんにちは、9番議員の重松です。二元代表制のやっぱり一翼を担う者として、基 山町発展のために寄与していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたしま す。

〇10番 (鳥飼勝美君)

こんにちは、10番議員の鳥飼でございます。4年間、議長として、町長初め執行部の皆さん、議員さんの御協力を得まして無事大役を果たせて本当にありがとうございました。

私は今後、11年目になります。この基山町の課題等について、執行部と議員と一緒になって、基山町の発展のために尽くしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

〇11番(大山勝代君)

3期目の大山です。よろしくお願いします。議会活動を頑張ります。私、10区に住んでおりますけれども、高齢化率が一番高いということで、健康寿命ナンバーワンを目指して、地域でお手伝いをしながら頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

〇12番(松石信男君)

こんにちは、松石信男です。一番古くなりました。私一人です。非常に寂しい思いをしておりますが、いつも私申しておりますけど、本当に町民こそが町政の主人公という立場に立ちまして、福祉や、そして子育て、そして老後安心の町政を目指して、町民の皆さんと力を合わせながら全力で頑張っていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

〇議長(品川義則君)

次に、事務局の自己紹介を局長よりお願いいたします。

〇議会事務局長 (藤田和彦君)

議会事務局の紹介をさせていただきます。

私、議会事務局長の藤田でございます。よろしくお願いいたします。

〇議会事務局係長(久保山晃治君)

議会事務局係長の久保山です。よろしくお願いいたします。

〇議会事務局書記 (小池律子君)

議会事務局書記の小池でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(品川義則君)

ありがとうございました。

自己紹介が終わりましたので、これから日程に入りますが、ここで午後2時まで休憩とい たします。

~午後1時47分 休憩~

~午後2時 再開~

〇議長(品川義則君)

休憩中の会議を再開します。

日程第1 議席の一部変更

〇議長(品川義則君)

日程第1. 議席の一部変更を議題とします。

ただいまより変更議席表を配付します。しばらくお待ちください。

[変更議席表配付]

〇議長(品川義則君)

会議規則第3条第3項の規定により、議長は13番議席の鳥飼勝美議員を10番議席に、10番議席の大山勝代議員を11番議席に、11番議席の品川義則議員を13番議席に変更します。議席の移動をお願いいたします。

日程第2 委員の選任

〇議長(品川義則君)

日程第2.委員の選任を議題とします。

常任委員については、変更の申し出がありました。

お諮りします。基山町議会委員会条例第5条第5項の規定によって、委員の委員会の所属 を変更したいと思います。

変更後の総務文教常任委員会委員に松石健児議員、大久保由美子議員、木村照夫議員、重松一徳議員、品川義則議員、松石信男議員。

厚生産業常任委員会委員に、末次明議員、桒野久明議員、久保山義明議員、牧薗綾子議員、河野保久議員、大山勝代議員。

広報広聴常任委員会委員に松石健児議員、大久保由美子議員、末次明議員、桒野久明議員、 牧薗綾子議員、木村照夫議員にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。よって、変更後の総務文教常任委員会委員、厚生産業常任委員会委員、広報広聴常任委員会委員の各委員は以上のとおりと決定いたしました。

お諮りします。鳥飼勝美議員を新たに総務文教常任委員会委員に指名したいと思います。 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。よって、鳥飼勝美議員を総務文教常任委員会委員に選任することに 決定いたしました。

正副委員長については、委員による互選をいただき、後ほど報告します。

ここで暫時休憩いたします。

~午後2時4分 休憩~ ~午後2時8分 再開~

〔議長、副議長と交代〕

〇副議長 (河野保久君)

休憩中の会議を再開いたします。

ただいま議長から総務文教常任委員会委員の辞任願が提出されました。議長の常任委員会 辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とするこ とに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (河野保久君)

異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第 1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長の常任委員辞任の件

〇副議長 (河野保久君)

追加日程第1. 議長の常任委員辞任の件を議題とします。

この場合、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥の対象となりますので、議場の退場を求めます。

[議長退場]

〇副議長 (河野保久君)

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でありませんし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務文教常任委員会委員を辞任したいとの申し出であります。

ここでお諮りします。辞任について許可することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (河野保久君)

異議なしと認めます。よって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することにい たしました。

ここで議長の入場を許可します。

[議長入場]

〇副議長 (河野保久君)

それでは、議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

〇議長(品川義則君)

引き続き、委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任について、基山町議会委員会条例第5条第4項 によって、久保山義明議員、牧薗綾子議員、河野保久議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員、 松石信男議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。ただいま指名しました諸君を議会運営委員会委員に選任することに 決定いたしました。

委員の任期は、委員会条例第5条第6項の規定により、前任者の残任期間となります。

正副委員長については委員による互選をいただき、後ほど報告します。

ここで暫時休憩いたします。

~午後2時12分 休憩~

~午後2時15分 再開~

〔議長、副議長と交代〕

〇副議長 (河野保久君)

休憩中の会議を再開します。

ただいま議長から、議会改革特別委員会委員の辞任願が提出されました。

議長の議会改革特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更 し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (河野保久君)

異議なしと認めます。したがって、議長の議会改革特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議長の議会改革特別委員辞任の件

〇副議長 (河野保久君)

追加日程第2. 議長の議会改革特別委員辞任の件を議題とします。

この場合、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

[議長退場]

〇副議長 (河野保久君)

議長から議会改革特別委員会の委員は、議長を除く全議員となっていることから、議会改 革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。 ここでお諮りします。辞任について許可することに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長 (河野保久君)

異議なしと認めます。よって、議長の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決 しました。

ここで議長の入場を許可します。

[議長入場]

〇副議長 (河野保久君)

それでは、議長と交代いたします。

[副議長、議長と交代]

〇議長(品川義則君)

引き続き、委員の選任を行います。

お諮りします。基山町議会委員会条例第5条第4項により、新しく議会改革特別委員会委員に鳥飼勝美議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。ただいま承認しました鳥飼勝美議員を議会改革特別委員会委員に選 任することに決しました。

委員の任期は、委員会条例第5条第6項の規定により、前任者の残任期間となります。

日程第3 一部事務組合議会議員の選任

〇議長(品川義則君)

日程第3.一部事務組合議会議員の選任を議題とします。

一部事務組合議会議員については、辞任の申し出がありますので、補欠選挙を行います。 また、基山町議会議長の交代により、組合議会の議員も交代となります。

まず、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会議員を選出します。

組合規約第5条で基山町の定数は3人となっており、第6条で「関係市町の議会において 議員の中から選挙する。」となっています。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により議長の指名推選の 方法で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法で選挙を行います。

議長は末次明議員、久保山義明議員、品川義則議員を指名推選します。

以上3名の議員の筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会の議員とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。よって、末次明議員、久保山義明議員、品川義則議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会の議員とすることに決定しました。

次に、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙です。

広域連合規約では、関係市町の定数は1人で、第8条第1項では、「広域連合議員は関係 市町の議会の議員のうちから、各関係市町の議会において選挙する。」と規定しています。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選の 方法で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法で選挙を行います。

議長は、桒野久明議員を指名推選します。桒野久明議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合 議会の議員とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。よって、乗野久明議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員 とすることに決定しました。

次に、鳥栖地区広域市町村圏組合議会議員の選挙です。

組合規約では、第5条で基山町からの議員定数は2人で、第6条で「組合議員は、関係市町の議会の議長及び議員のうちから選出された者をもって充てる。」と規定しています。よって、議長のほかに1名の議員を選出する必要があります。

議長は、大山勝代議員を指名推選します。議長のほか大山勝代議員を鳥栖地区広域市町村

圏組合議会の議員とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。よって、議長のほか、大山勝代議員を鳥栖地区広域市町村圏組合議 会の議員とすることに決定しました。

次に、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会議員の選出です。

組合規約では、第5条で基山町からの議員定数は2人で、第6条で「組合議員は、関係市町と議会の議長及び議員のうちから選出された者をもって充てる。」と規定しています。よって、議長のほかに1人の議員を選出する必要があります。

議長は、松石健児議員を指名推選します。議長のほか、松石健児議員を鳥栖・三養基地区 消防事務組合議会の議員とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

異議なしと認めます。よって、議長のほか、松石健児議員を鳥栖・三養基地区消防事務組 合議会の議員とすることに決定しました。

報告します。三神地区環境事務組合議会議員については、組合規約第6条で関係市町の議 会の議長と長と規定しておりますので、必然的に議長が組合議会議員となります。

ここで2時35分まで休憩いたします。

~午後2時24分 休憩~

~午後2時35分 再開~

〇議長(品川義則君)

休憩中の会議を再開します。

ここで諸般の報告をいたします。

各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に重松一徳議員、副委員長に大久保由美子議員。

厚生産業常任委員会委員長に久保山義明議員、副委員長に桒野久明議員。

広報広聴常任委員長に牧薗綾子議員、副委員長に松石健児議員。

議会運営委員会委員長に鳥飼勝美議員、副委員長に松石信男議員。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4~第7 承認第2号~承認第4号、議案第13号

〇議長(品川義則君)

日程第4. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(基山町税条例の一部を改正する条例)より日程第7. 議案第13号 平成29年度基山町一般会計補正予算(第1号)までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

〇町長(松田一也君)(登壇)

それでは、平成29年第1回臨時会に付議いたします議案について、提案理由を御説明申し上げます。

今回は、専決処分の承認案件3件、予算案件1件を上程いたしております。

それでは、順次提案理由について説明いたします。

まず、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(基山町税条例の一部を改正する条例)でございます。

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に交付され、町 民税及び固定資産税に係る課税の特例並びに軽自動車税のグリーン化特例の適用期限延長等 に関する規定の改正が行われたことに伴い、基山町税条例の改正が急務なため、平成29年3 月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に交付され、軽減世帯の判定方法の規定の改正が行われたことに伴い、基山町国民健康保険条例の改正が急務なため、平成29年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度基山町一般会計補 正予算(第7号))でございます。

地方譲与税、地方交付税等の交付額確定等に伴い一般会計の予算に補正が急務なため、平

成29年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第13号 平成29年度基山町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。 今回お願いしております補正予算は、財産管理費及び道路維持費を247万円追加し、予備 費で財源調整するものでございます。

予算総額につきましては、歳入歳出とも増減はありません。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決いただきますようよろ しくお願いいたします。

〇議長(品川義則君)

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより詳細説明を求めます。 承認第2号の詳細説明を求めます。寺崎税務課長。

〇税務課長 (寺﨑博文君)

承認第2号 基山町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の1ページ、それから、資料の1ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(基山町税条例の一部を改正する条例)でございます。

今回の条例改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が本年3月31 日に交付されたことに伴う税条例の改正でございます。

主な改正内容でございますが、資料の1ページ目をお願いいたします。

個人町民税についてでございますが、1点目は、特定配当等に係る所得について、町長が 課税方式を決定できることが明確にされたものでございます。

2点目は、肉用牛の売却による事業所得の課税特例措置の適用期限延長に伴う改正でございます。

3点目は、長期譲渡所得に係る課税特例措置の適用期限延長に伴う改正でございます。 同じく資料の1ページ目でございますが、軽自動車税についてでございます。

1点目は、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年延長し、平成31年度課税分まで適用するものでございます。

2点目は、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定する改正でございます。

平成29年度以後の年度分の軽自動車税に適用となります。

資料の2ページ目をお願いいたします。

固定資産税についてでございます。

1点目は、被災代替償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例が常設化されたことに伴う改正でございます。

2点目は、固定資産税の課税標準の特例について、わがまち特例が導入されたことに伴い、 町税条例で、その特例率を規定するものでございます。

表の左に各事業用の資産につきまして、地方税法で特例率のほうが定められておりましたが、基山町のほうでは特例率を3分の1と規定しております。

次に、資料3ページからの新旧対照表で改正上の重立ったところを説明させていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

第33条は、町長が個人町民税の課税方式を決定できることを明確化した改正でございます。 8ページ目をお願いいたします。

第61条でございますが、被災代替償却資産の特例の規定の整備でございます。

第61条の2は、第1項が家庭的保育事業用資産、第2項が居宅訪問型保育事業用資産、第 3項が事業所内保育事業用資産のわがまち特例の割合を定める規定でございます。

9ページをお願いいたします。第63条の3でございますが、被災住宅用地特例の拡充に伴 う改正でございます。

12ページ目をお願いいたします。

附則第8条でございますが、事業所得に係る課税特例の期限延長の改正でございます。

附則第2条につきましては、わがまち特例の割合を定める規定でございます。

第9項のほうに企業主導型保育事業所用資産について規定しております。

13ページ目をお願いいたします。

附則第10条の3でございますが、第4項は、サービス付き高齢者住宅の減額措置に係わる 要求の改正と適用期限の延長に伴う改正を行っております。

第8項につきましては、新たに認定長期優良住宅に該当することとなった固定資産に係る 特例措置の創設となっております。 第9項についても、同様の趣旨でございます。

附則第16条でございますが、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限延長に伴う改正でご ざいます。

18ページをお願いいたします。

附則第16条の2でございますが、軽自動車税税の賦課徴収の特例について規定したもので ございます。

19ページをお願いいたします。

第16条の3は、町長が個人町民税の課税方式を決定できることを明確にした改正でございます。

資料20ページをお願いいたします。

附則第17条の2でございますが、土地の譲渡所得に係る課税特例措置の期限延長に伴う改 正でございます。

附則第20条の2は、町長が課税方式を決定できることを明確にした改正でございます。

重立った改正上の説明は以上でございます。

今、御説明させていただいた以外の改正といたしまして、震災発生後の固定資産に係る特例措置の常設化、また条ずれや項ずれの対応と防災事務に符合をつく改正、また、文言や条の整備となっております。

施行日につきましては、改正附則第5条につきましては、平成31年10月1日と。改正附則第6条につきましては、交付の日ですので、平成29年3月31日でございます。それ以外の改正につきましては、平成29年4月1日でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

〇議長(品川義則君)

次に、承認第3号の詳細説明を求めます。安永住民課長。

〇住民課長 (安永宏之君)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例)につきまして説明をいたします。

議案書の12ページをお願いいたします。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項

の規定により、平成29年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、 議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。専決処分書の写しでございます。

条例の改正は、議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的ないとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行わせていただいております。

専決処分の理由でございますが、地方税法施行例の一部を改正する政令により、軽減世帯の判定方法の改正が行われ、平成29年3月31日に交付、翌日の4月1日に施行されることとなりました。このため、法令の施行に併せて、低中所得者の国保税負担の軽減を図るために、条例を改正することが急務でございましたので、専決処分を行わせていただいたものでございます。

議案書の14ページが改正分でございます。

施行日は平成29年4月1日でございます。

内容につきましては、新旧対照表によって説明をさせていただきたいと思います。

資料の28ページをお願いいたします。

条例第31条第1項第2号につきましては、国保税の5割軽減の規定でございます。

5割軽減を判定する場合に、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算して判定を行っておりましたけれども、この加算する額を27万円に改正するものでございます。

また、第3号につきましては、国保税の2割軽減の規定でございます。

2割軽減を判定する場合に、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円 を加算して判定を行っておりましたが、この加算する額を49万円に改正するものでございま す。

この2号、3号の改正により、国保税の軽減対象となる世帯の拡充を図ったものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〇議長(品川義則君)

次に、承認第4号、議案第13号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

〇財政課長(平野裕志君)

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度基山町一般会計補正予算(第7号))について説明を申し上げます。

議案書の15ページ、16ページをお願いいたします。

まず、専決処分の理由といたしましては、歳入では、主に地方譲与税、利子割交付金、地 方交付税などの交付決定が3月末となったこと。また、歳出におきましては、育英資金への 寄附をいただいており、その積み立てのための繰出金の予算に補正が急務となったためでご ざいます。

地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、平成29年3月31日付で専決処分を行わせていただいており、その承認をお願いするものでございます。

議案書の17ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額から14万2,000円を減額 し、総額をそれぞれ71億7,343万2,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なものを申し上げます。

2款の地方譲与税に501万円、7款の自動車取得税交付金に268万5,000円、9款の地方交付税に7,946万円、19款の諸収入に357万1,000円の増額をお願いし、4款の配当割交付金を344万1,000円減額し、また、17款の繰入金を8,700万円減額することで財源調整を図らせていただいております。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

10款. 教育費に8万円の増額をお願いし、14款. 予備費を22万2,000円減額することで財源調整を図らせていただいております。

次に、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

平成28年度基山町一般会計歳入歳出補正予算(第7号)事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2款の地方譲与税につきましては、道路の延長、面積等の案分により、国から地方へ譲与 されるものでございます。

2款1項1目1節.地方揮発油譲与税に490万1,000円の増額をお願いしております。これ

により平成28年度の地方揮発油譲与税としては、1,606万2,000円となっております。

4ページをお願いいたします。

2款2項1目1節. 自動車重量譲与税に10万9,000円の増額をお願いしております。これにより平成28年度の自動車重量譲与税としては、3,893万円となっております。

次に、5ページから7ページにつきましては、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金でございます。それぞれ57万9,000円、344万1,000円、74万6,000円の減額をお願いしております。

これらは佐賀県が徴収し、各市町の県民税等の額により案分されるものでございます。 8ページをお願いたします。

7款1項1目1節. 自動車取得税交付金に268万5,000円の増額をお願いしております。これにより平成28年度の自動車取得税交付金としては、942万4,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方交付税のうち、特別交付税に7,946万円の増額をお願いしております。この増額により特別交付税の総額を1億4,181万円とするものでございます。(発言する者あり)特別交付税の総額が1億4,181万円となるものでございます。(発言する者あり)

10ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、2項8目1節. 総務費補助金に個人番号カード交付事務費補助金として81万8,000円の追加をお願いしております。交付決定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

16款. 寄附金、1項1目. 教育費寄附金に育英資金寄附金として8万円の増額をお願いしております。

12ページをお願いいたします。 17款. 繰入金、1項. 基金繰入金でございます。1目. 減債基金繰入金、2目. 財政調整基金繰入金につきまして、それぞれ2,800万円、5,900万円の減額により財源調整をさせていただいております。

13ページをお願いいたします。

19款.諸収入、5項3目2節.雑入でございます。新市町村振興宝くじ収益金交付金として348万円の増額をお願いし、また、熊本県に対する救助費用として9万1,000円の追加をお願いしております。これは熊本地震に伴う職員派遣の費用弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

14ページ、15ページにつきましては、特定財源の増に伴う財源内訳の変更でございます。 16ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項2目28節. 繰出金に育英資金繰出金として8万円の増額をお願いしております。

17ページをお願いいたします。14款.予備費でございます。今回22万2,000円を減額し、財源調整を図らせていただいております。

以上で基山町一般会計補正予算(第7号)に係る専決処分についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(品川義則君)

議案第13号です。平野財政課長。

〇財政課長 (平野裕志君)

それでは、続きまして、議案第13号 平成29年度基山町一般会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

議案書の20ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに予算総額を変更せず、歳出予算の款項の間で増減を行うものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款.総務費に200万円、8款.土木費に47万円の増額をお願いし、14款.予備費を247万円減額することで、歳出予算内で調整を図らせていただいております。

次に、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

平成29年度基山町一般会計歳出補正予算(第1号)、事項別明細書の2ページをお願いいたします。

2款.総務費、1項.総務管理費、5目.財産管理費、11節.需用費に常用物品費として 200万円の追加をお願いしております。これは庁舎及び学校等で使用する事務用品等を購入 するための予算でございます。

3ページをお願いいたします。

8款.土木費、2項.道路橋梁費、1目.道路維持費、19節.負担金補助及び交付金に町 道改修工事補助金として47万円の追加をお願いしております。これは町道西畦線の道路改築 に係る経費に対する補助金でございます。補助率は50%でございます。

4ページをお願いいたします。

14款.予備費でございます。今回、予備費を247万円減額し、調整を図らせていただいております。

以上で平成29年度基山町一般会計補正予算(第1号)についての説明を終わらせていただきます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長(品川義則君)

ここで3時20分まで休憩いたします。

~午後3時 休憩~ ~午後3時20分 再開~

〇議長(品川義則君)

休憩中の会議を再開します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(基山町税条例の一部を改正する条例)に対する質疑を行います。重松議員。

〇9番(重松一徳君)

今回の専決処分の中に、例えば、家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産等という 形で、固定資産税等の特例措置が改定されております。例えば、今言った部分なんかは現行 2分の1の特例率をわがまち特例という形で3分の1にするというふうな形になります。こ ういうふうに今回大きくわがまち特例を使った理由がどういうことなのかというのが1点。

それから、例えば企業主導型の保育事業に供する固定資産、これは新設ですね。そうする と、基山町内にこういう形で保育事業の中で企業主導でするというのが実際としてあるのか と。今回のわがまち特例も含めて固定資産税等の特例措置で基山町内の保育事業にどのよう な影響が出てくるのかという部分について質問いたします。

〇議長(品川義則君)

寺﨑税務課長。

〇税務課長(寺﨑博文君)

まず1点目の、2分の1が標準の特例率という形の分で基山町は3分の1の特例率を規定 したということにつきましては、子育て支援関係については、基山町の中でも大きな課題の 一つというふうには考えております。その中で、保育の選択の幅を広げることを考えまして、 3分の1という形で規定させていただいております。

2点目の企業主導型保育事業につきましては、基山町のほうでそういった関係のほうはご ざいません。県内に数店あるようでございます。

3点目の保育事業にどのような影響があるかということにつきましては、当然、保護者の ほうとしても選択肢が広がるというところもありますので、そのような観点から、子育て支 援の幅といいますか、そういったところが広がっていくのではないかというふうには考えて おります。

以上です。

〇議長(品川義則君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

今言われた部分を勘案すると、全国的に保育事業で待機児童が発生していると、この待機児童の解消といいましょうか、保育の受け皿の整備を促進するというふうな形になっているんですね。先ほど資料等にもありましたように、3分の1以上、3分の2以下の範囲内において、市町それぞれの条例に基づいて、わがまち条例の特例をつくると。基山町は3分の1以上、3分の2以下の一番下げられる3分の1でしたという場合がですね、今まで2分の1だったのを3分の1にしたと。これをすることによって基山町の保育事業にどのような影響が起きるかというのをやっぱり私は考えなければならないというふうに思いますけど、これ、こども課長になるかもしれませんけれども、これによって基山町の保育事業に何か影響が出てくるのかと、こういうことをすることによって新しい保育事業、例えば今の基山町立保育園の見直しといいましょうか、改築なんかについても一定庁内への報告書等が出されておりますけれども、こういうものに影響してくるのかというのがありますけれども、その辺はどうでしょうか。

〇議長(品川義則君)

寺﨑税務課長。

〇税務課長(寺﨑博文君)

今、重松議員の御質疑があったような形の部分というのは、考えられるところではあると 思います。ただ、税務課の税政サイドの考えといたしましては、こういった固定資産がふえ ることによって税収がふえる見込みがあるというようなことも考えまして、このところを規 定させていただいているところでございます。

〇議長(品川義則君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

具体的に、今行われている基山保育園からたんぽぽ保育園、それからころころ保育園、ちびはる保育園の個々への影響というのは特に考えていないところです。むしろ、基山町はこういうものにも積極的だという、そういう意欲を広く一般の方に示したいなというふうな、そういうことを考えております。

ただ、企業主導については、今のところ全く基山町にそういう動きはございませんけれども、大都市では今非常にふえてきておりますので、基山町にこういうのが来る時代になったときというのは、基山町が逆にすごく伸びて、子どもたちがめちゃくちゃ多くなっているときだというふうに考えております。多分そう簡単にそういう状況にはならないというふうには思っております。基山町として全面的に子育て支援に力を入れていますというのを広く皆さんにお示ししたいという、そういう気持ちが強うございますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(品川義則君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

質疑がないようですので、承認第2号に対する質疑を終結します。

次に、承認第2号に対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

ないようですので、討論を終わります。

次に、承認第2号を採決します。

本案を原案どおり承認すると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(品川義則君)

全員起立と認めます。よって、承認第2号は原案どおり承認すると決しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例)に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

質疑がないようですので、承認第3号に対する質疑を終結します。

次に、承認第3号に対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

ないようですので、討論を終わります。

次に、承認第3号を採決します。

本案を原案どおり承認すると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(品川義則君)

全員起立と認めます。よって、承認第3号は原案どおり承認すると決しました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度基山町一般会計補 正予算(第7号))に対する質疑を行います。

議案書18ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

次に、事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、2款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

2項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

3款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

4款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

5款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

7款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

9款1項1目。鳥飼議員。

〇10番(鳥飼勝美君)

地方交付税、特交、3月時点で7,900万円という数字が上がっております。財政運営においてこの分を全部、この財源は繰入金の利息に持っていってあるですね。やはり3月議会でもあっていましたように、当初予算の算定でもあっておりましたように、この中から少しでも将来の減債積立金とかそういう面に回して、減債積立金が年々減っているということで、そういう考えとか、そういう調整、財政運営というのは全然考えられていないでしょうか。私としては、その都度2,000万円でも幾らかでも減債基金のほうに積み立てたいと回ってきたのが、この場合、財政調整に若干入っておりますけど、そういうふうな財政運営というのは全然考えていらっしゃらないのか、その辺は。

〇議長(品川義則君)

平野財政課長。

〇財政課長 (平野裕志君)

今回の専決処分では、特別交付税の分が7,900万円ほどで、歳入予算ではトータルで基金 繰入金を8,700万円減額します。欲を言えば、減額だけではなくて、積み立てのほうに行け ればよかったんですけれども、今回は繰り入れをチャラにすることはできなかったんですけ れども、基本的な考えとしては、年度末にこうやって確定で金額がふえた場合には財政調整 基金なり減債基金なり、できれば公共施設整備基金なり、そういったものに積み増しができ るように考えていきたいと思っております。 以上です。

〇議長(品川義則君)

よろしいですか。 ——ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

13款2項8目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

16款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

17款1項1目、2目。重松議員。

〇9番(重松一徳君)

先ほど鳥飼議員のほうから質問された部分をもう少し聞きたいんですけれども、この繰り入れをしたことによって減債基金なり財政調整基金の資料が、基金の状況の資料が今回出されております。本来は基山町の基金の状況がどうなのか、これを今回、平成28年度3月の決算処分でこうなったという部分で出されておりますけれども、これを見て、基山町の今後の財政状況をどのように判断しているのかという部分を伺いたいんですけれども、町長は今回の、これが最終的に平成28年度の最後の決算処分になりますし、金額はこのように平成28年度はなったと。当初の基金の状況からすると、早い話が、基金が多く残ったんだというふうになるんですね。当然、ふるさと応援寄附もありますから、この辺を含めて町長の感想を伺いたいと思います。

〇議長(品川義則君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

今回、平成28年度はかなり歳出もいろいろな事業を積極的にやりましたので、ふるさと納税がなければ非常に厳しい状況にあるというふうに理解しております。今もそう思っておりますし、そういう意味ではふるさと納税がある一定の効果がある間に財政の立て直しもしなければいけないし、そのためにも支出も計画的にやっていかなければならないというふうに

思っております。決して楽観もしていないし、逆に弱気になって今やらなきゃいけないことを後延ばしにすることも考えておりませんので、簡単に言えば、一応自分が考えている見込みどおりぐらいで、よくも悪くもないというふうな、そんな感じを今持っているところでございます。ただ、ふるさと納税がないと非常に厳しいと、そういう理解をしております。

〇議長(品川義則君)

よろしいですか。――ほかに。大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

今の関連なんですけれども、ふるさと納税がなければ大変厳しい状況ということを、これから見たらすぐにわかりますけど、今回、総務省とかが平年比の3割とか、基山町自体が一応経費も入れて5割ぐらいだったと思いますけれども、よその市町では3割に戻すとかいう、上手におっしゃるところもありました。町長としては、これからふるさと納税をどのようにお考えですか。

〇議長(品川義則君)

松田町長。

〇町長(松田一也君)

基山町が4割なんですね、実は今、大体ですね。だから、総務省からの指導はもちろんあっていますので、基本3割のラインで行けるようにしたいと。それによって納税額が急激に減るというところは今のところ考えておりませんし、4月になってからも好調を維持し、推移しておりますので、その辺の状況も見ながら、今からうまく回っていくようにしたいなというふうに思っているところでございます。

〇議長(品川義則君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

じゃ、19款5項3目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

歳出に移ります。

2款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

3項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

10款1項2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

14款1項1目。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

以上で承認第4号に対する質疑を終結します。

次に、承認第4号に対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

ないようですので、討論を終わります。

次に、承認第4号を採決します。

本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(品川義則君)

全員起立です。よって、承認第4号は原案どおり承認すると決しました。

次に、議案第13号 平成29年度基山町一般会計補正予算(第1号)に対する質疑を行います。

議案書の21ページをお開きください。

第1表 歳出予算補正。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

次に、事項別明細書の2ページをお開きください。

歳出、2款1項5目。久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

先ほどの詳細説明の中で、財政課長、あえて言われなかったと思いますけれども、本来であれば当初予算で上げるべき事項を臨時会の補正で上げられた、この理由からまずお聞かせください。

〇議長(品川義則君)

平野財政課長。

〇財政課長(平野裕志君)

今、議員おっしゃいましたように、本来であれば当初予算に計上しておくべきものでございます。額にして200万円、先ほど御説明申し上げましたように、経費としては庁舎内、あと出先、学校、保育園等々で使う事務用品、ほとんどが紙でございます。コピー用紙等。この分の予算につきましては、年度当初4月、5月から施行しない予算でございます。予備費充用等も考えたんですけれども、今回、臨時会を開かれるということで補正予算でお願いすべきだというふうに判断いたしまして、今回お願いしているところでございます。先ほど申しましたように、当初予算に本来なら上げておくべきものでございましたので、大変申しわけないですが、今回計上をよろしくお願いしたいと思います。

〇議長(品川義則君)

久保山議員。

〇5番(久保山義明君)

なぜ、いわゆる通年ですね、恒常的に使うものが抜け落ちてしまったのか。これは非常に 疑問ではあるんですけれども、例えばシステム的にそういうミスがあったのか、それとも、 ただ単なる人為的ミスなのか、このあたりはどうかお聞かせ願えますか。

〇議長(品川義則君)

平野財政課長。

〇財政課長 (平野裕志君)

どちらが原因かというのは、確定的なのは、済みません、わかりません。恐らく入力ミスだと思っております。

〇議長(品川義則君)

よろしいですか。――ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

じゃ、次行きます。

8款2項1目。大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

この町道改築工事補助金、先ほど説明で50%ということですけど、資料というか、この32 ページに図面をいただいておりますけれども、まず、ここがなぜ補助申請、要するに町道というところがなぜ補助申請箇所なのかというところと、この図面では町道がどういう境界になっているのかということと、あそこ、のり面がちょっと、要するにのり面を補修されるわけですよね。いつあの法面がああいう状況になったのか、原因は何なのか、まずそこら辺の境界線とか、ちょっとたくさん入れていますけど、まずはそこの補助金を使って町道を整備されるというところの説明を詳しく教えてください。

〇議長(品川義則君)

補助金に対する説明でよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり) 古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

まず、資料の32ページにございます、右下のほうの標準断面図でございます。こちらの境界が出入りしておりますので、左側端からおよそ4メートルが道路との境界で、こののり面につきましては、道路の敷地と民地が共有をし、兼用ののり面という形になっております。そういったことから、基山町道路条例第9条第2項、町道の維持管理について規定がございます。この中で、受益者に工事を施工していただくことが可能ですので、地権者との協議のもとでこの形をとらせていただいております。

また、基山町道路の新設、改築、改良、災害復旧等の工事に関する規程というもので、第 2条第4号の3級町道の改築、改良については総事業費の50%の補助という形でございます ので、協議のもとでこのような補助金という形をとらせていただきました。

〇議長(品川義則君)

大久保議員。

〇2番(大久保由美子君)

補助金ということで今説明いただきましたけど、ここ自体はふえているところは、本当に

町道ですか。あれ里道とかじゃないんですか。

〇議長(品川義則君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

まず、この敷地自体は里道でございます。ただ、里道の中で町道認定を行いますので、これは道路補助の町道を優先するという形になりますので、町道として取り扱いをさせていただいております。

また、こういった道路の壊れた事情は、経年劣化、古くから小さい道路の凹凸がありましたが、大きく損傷しておりませんでしたので、観察をしておったところ、降雨に流れ打たれまして弱ったところで、今回の崩壊に至っているというふうに考えております。

〇議長(品川義則君)

よろしいですか。

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

町道改築工事という書き方をして、それに補助というのは、どうもやっぱりはっきりしないですね。今の説明では、町有地と民有地が混合しているというふうな形ですけど、この民有地は宗教法人の民有地じゃないんですか。どうですか。

〇議長(品川義則君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

所有者は宗教法人となっております。

〇議長(品川義則君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

宗教法人に、町有地と民有地が混合しているといったとしても、宗教法人に補助をする形になるんですか。

〇議長(品川義則君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

この場合は受益者に対する補助となっております。

〇議長(品川義則君)

重松議員。

〇9番(重松一徳君)

いや、だから、受益者が宗教法人じゃないですかというふうに聞いているんですね。だから、民有地の方が宗教法人と。宗教法人にこういうのはできますか。これは問題ないですか。 私も少しこの辺、詳しく専門じゃないんですけれども、受益者といえども、宗教法人に補助をしたという形になれば、問題は発生しませんか。

〇議長(品川義則君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

まず、これの改築につきましては、地区からの申請という形をとらせていただいています ので、崩壊しているところはそういった形ですが、受益者に対しては複数いらっしゃるとい うふうに理解しておりますので、ここら辺で調整をしております。

〇議長(品川義則君)

ほかに。松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

うちの裏山でございまして、現場もちょっと見たわけですが。現在、ブルーシートがかけられております。それで、ちょっと私もよくわからないんですけど、のり面は町有地じゃないんですか。町有地に私有地も含まれている、どういうことなんですかね。何か共有とかなんとかっち言われたけど、どういうことを指すんですかね。よくわからないですが。のり面といったら、普通、町有地じゃなかろうかと思うんですよね。原則そうでしょう、のり面というのは。ちょっとその辺説明してください。

〇議長(品川義則君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

まず、町道で通常道路改良等をやっていく場合は、町有地という形で、敷地の確保をしながら行ってまいります。こちらにつきましては、道路法の場合に、従来からありました道路 というところと、なおかつ昔、国有地の里道だったというところから、こういった全てが道 路用地ではなくて、民地との兼用をしているというところは幾つか箇所はございます。そういった事情から、町道管理の中ではこういった共同的な管理の方法をとらせていただいております。

〇議長(品川義則君)

松石信男議員。

〇12番(松石信男君)

幾つかあるということですけど、結構幾つかあるんですかね。今答えられるんなら答えていただきたい。例えば、町道でいうならどの辺があるわけですか。ちょっと例としてわかるならば。

〇議長(品川義則君)

古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

申しわけございません。例としては場所が具体的にあれですが、ほぼ昔からございます里道となるものは、こういった幅員の中ではきれいに確保されておりますが、のり面についてはそれぞれ共有があるというふうに、その辺は山手のほうは特にこういった状況がございます。

〇議長(品川義則君)

重松議員は4回目となっていますけれども、特例になりますけれども、宗教法人のところ が詳しく説明されていないので。重松議員。

〇9番(重松一徳君)

私も、それこそこれ、政教分離と、私は言っているわけでもないんですけれども、宗教法人の土地、この土地は非課税じゃないのかなと。非課税の土地に多分町道があって、町道ののり面が、上からが町有地、下のほうが民有地になっている可能性が強いですね。逆ちゅうことは余りあり得ないと思いますね。どうしても隣接している土地にのり面があるわけですから。そうすると、その土地が例えば、非課税だったとした場合、宗教法人、非課税の土地に基山町が税金を補助するというのが、私は本当にこれ大丈夫かなと、法令審査会、例えば、基山町が裁判で訴えられたりした場合ですね、これ本当に大丈夫かなと私は心配するんですけれども、こういうところで検討されているのかと。

検討されているんだったら、検討しているで結構です。しかし、例えば、先ほどの話は地

元の方から町道が壊れているから通れないから、基山町のほうにどうにかして修理してくれ というふうな話があったからということですけれども、この辺まで基山町が十分検討されて いるんだったらいいですけれども、とにかくこういう難しいときですから、その辺お願いし ます。

〇議長(品川義則君)

答弁調整のため、暫時休憩いたします。

~午後3時50分 休憩~

~午後4時7分 再開~

〇議長(品川義則君)

休憩中の会議を再開いたします。

重松議員の御質問に対して答弁を求めます。古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

まず、調査をいたしましたところ、用地については非課税とはなっております。ただ、今回お願いしている部分につきましては、道路法の道路の機能回復というところの復旧にしておりますので、それの補助金として問題ないものと考えております。

〇議長(品川義則君)

よろしいですか。 ——ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

ないようですので、次行きます。

14款1項1目。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

以上で議案第13号に対する質疑を終結します。

次に、議案第13号に対する討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(品川義則君)

ないようですので、討論を終わります。

次に、議案第13号を採決します。

本案を原案どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(品川義則君)

全員起立です。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。 以上をもちまして平成29年第1回基山町議会臨時会を閉会します。

~午後4時9分 閉会~

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 鳥 飼 勝 美

基山町議会議長 品川 義 則

基山町議会副議長 河 野 保 久

基山町議会議員 松石信男

基山町議会議員 松石健児